

労働者派遣法「改正」案と労働基準法等「改正」案の廃案を要求する 決議

1 安倍内閣は、労働法制の大改悪をもくろみ、今通常国会に労働者派遣法「改正」案と労働基準法等「改正」案を提出し、その成立を強行しようとしている。

2 「生涯派遣・正社員ゼロ」社会をもたらす労働者派遣法の大改悪

(1) 安倍内閣が提出した労働者派遣法「改正」案（以下、派遣法「改正」案という。）は、昨年の通常国会と臨時国会に続き、再々提出されたものである。国会審議の中で、「生涯派遣」を容認し、正社員の派遣労働者への置き換えを促進する法案であることが明らかになり、世論の反対が強まり、2度とも廃案となった。

今回提出された派遣法「改正」案は、国民の反対を押さえようとして、「厚生労働大臣は、労働者派遣法の運用に当たっては、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮する」との規定を付け加えている。しかし、派遣法「改正」案は、「永続派遣」の仕組みは従来の「改正」案のままであり、「生涯派遣・正社員ゼロ」法案の本質はまったく変わっていない。

(2) 派遣法「改正」案は、有期雇用派遣労働者については、派遣先の事業所単位では、3年ごとに過半数労働組合もしくは過半数代表の意見を聴取しさえすれば、労働者派遣を永久に延長できることになっている（40条の2の3項、4項）。また、派遣先の組織（課等）単位では、個人の派遣労働者に上限3年の期間制限が設けられているが、派遣先は、派遣労働者を3年ごとに入れ替えれば、組織（課等）単位でも永久に派遣労働者を使用することができる（40条の3）。さらに、無期雇用派遣労働者については、派遣期間制限は一切ない（40条の2の1項1号）。派遣法「改正」案は、従来の「改正」案同様、派遣期間制限を廃止し、派遣労働者の永続使用と労働者派遣による常用代替を可能にする法案であって、とうてい容認できない。

また、派遣法「改正」案の雇用安定措置（30条）は、派遣先への直接雇用の依頼等、その実効性は全くない。また、派遣法「改正」案は、均等待遇原則を採用せず、均衡待遇原則のままであり（30条の3）、これでは派遣労働者の権利を保護できない。

(3) 政府は、本年10月1日に施行される派遣法40条の6の「違法派遣の場合の労働契約申込みみなし制度」の適用を回避しようとして、派遣法「改正」案の施行日を本年9月1日としている。

厚生労働省は、「労働者派遣法が改正されずに10月1日を迎えると、訴訟が乱発するおそれがある。」、『労働契約申込みみなし制度』のリスクを回避するため、派遣先が10月1日の前に専門26業務の派遣の受入れをやめる可能性があり、大量の派遣労働者が失業する。」などと記載した『10・1問題』文書を作成し、同文書を使って、与党議員や一部野党議員に派遣法「改正」案の早期成立を働きかけている。

しかし、多くの派遣労働者は、専門26業務の偽装等によって、派遣期間制限違反の違法派遣の下で働くことを強要されており、そのような派遣労働者を救済するために設けられた「労働契約申込みみなし制度」の適用を回避するため、「大量の派遣労働者が失業する」等とデマ宣伝までしながら派遣法「改正」案の早期成立を図ろうとする政府の行動は、とうてい許されない。

3 「過労死激増・残業代ゼロ」を強要する労働基準法等の大改悪

(1) 安倍内閣が提出した労働基準法等「改正」案（以下、基準法「改正」案という。）

は、労働時間規制の適用をすべて除外する「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」の創設や企画業務型裁量労働制の拡大等を定めている。

(2) 基準法「改正」案は、高度プロフェッショナル制度について、「この章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない。」と定め（41条の2の1項本文）、残業代や深夜割増賃金の不払いを合法化しようとしている。基準法「改正」案は、高度プロフェッショナル制度の対象業務を、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定められる業務」と定めている（41条の2の1項1号）。しかし、上記の「高度の専門的知識等」や「従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くない」との概念はあいまいであり、これでは対象業務の範囲は際限なく拡がりかねない。

基準法「改正」案は、高度プロフェッショナル制度の対象労働者を「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を1年間あたりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額の3倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上」の労働者と定めている（41条の2の1項2号）。建議では、「具体的な年収額については、労働基準法第14条に基づく告示の内容（1075万円）を参考に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定することが適当である。」としている。

しかし、いったん基準法「改正」案が成立すれば、1075万円の年収要件が切り下げられ、低年収の労働者もこの制度の対象にされる危険性がある。塩崎厚労相は、本年4月20日、経営者の会合で、1075万円の年収要件について、「(法案を)とりあえず通すことだ」と述べ、いずれはこの年収要件を切り下げる意図を明らかにしている。

(3) 基準法「改正」案は、企画業務型裁量労働制の対象業務を、企画・立案・調査・分析にあわせて管理や営業を行う業務に拡大するとしている（38条の4の1項1号ロ、ハ）。しかし、労働者の裁量性のない業務を含む業務を企画業務型裁量労働制の対象にすることは許されない。安易に対象業務を拡大することは、長時間労働と不払い残業をいっそう増大させることになる。

基準法「改正」案は、フレックスタイム制の清算期間を延長するとしている（32条の3の1項2号）。しかし、清算期間の延長は、長時間労働と不払い残業を増大することであって、容認できない。

(4) ゆえに、基準法「改正」案は、「1日8時間・1週40時間」の労働時間法制の大原則を破壊し、過労死を激増させ、残業代をゼロにするもので、とうてい容認できない。

4 以上のとおり、この2つの「改正」案は、「生涯派遣・正社員ゼロ」社会をもたらし、「過労死激増・残業代ゼロ」を強要する法案であって、断じて許容できない。

自由法曹団は、「登録型派遣・製造業派遣の全面禁止、労働者派遣の臨時的・一時的業務への限定、業務単位での派遣期間制限の厳格化、派遣労働者と派遣先の正社員との均等待遇」、「時間外労働の限度基準（＝労働時間の上限）の法律化と36協定の特別条項の制度の廃止、勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔をおく『勤務時間インターバル制度』の導入」等、労働法制の抜本改正を求め、労働者派遣法「改正」案と労働基準法等「改正」案の廃案のため全力を上げる決意である。

2015年5月18日

自由法曹団 2015年広島・安芸5月研究討論集会